

# 若槻養護学校 基本方針検討懇談会

## 第6回発言要旨

### 1 期 日

令和2年9月17日（木） 8：30～10：30

### 2 内容の概要

#### ○ 整理すべき内容について

- ・受入れ対象や支援内容、果たすべき機能について整理し、学校規模や職員体制を決めていく必要がある。
- ・学校の役割や学校像を明確にして県民に示していく必要がある。

#### ○ 受入れ対象児童生徒について

- ・東北信地域に住む、病弱の程度が学校教育法施行令第22条の3<sup>1</sup>（以下、22条の3）に規定される児童生徒を対象とする。
- ・若槻養護学校が受入れ対象とするのは、22条の3に規定される病弱の児童生徒であり、不登校という状態像のみを理由に受入れをすべきではない。

#### ○ 若槻養護学校の教育課程について

- ・22条の3に規定される病弱の児童生徒にとって最も適した学びの場としての教育環境や教育課程であることが重要である。
- ・小・中・高等学校に準ずる教育課程<sup>2</sup>を行っており、知的障がいの特別支援学校とは異なる教育課程になっている。
- ・転入学後、しばらくしてから知的障がいがあることが判明するケースがある。若槻養護学校は小・中・高等学校に準ずる教育課程を行っているため、そのような児童生徒には個別の対応が必要となる場合が多い。

#### ○ 転入学・復学について

- ・若槻養護学校への転入学については、若槻養護学校、東長野病院、地域の医療機関などへ相談する流れがある。
- ・現在、転入学に係る診断は東長野病院のみで行っているため、受診待ちが生じている。
- ・年齢や疾患の特性によっては精神科医による診断が必要である。
- ・転入学に当たっては、東長野病院と主治医がいる医療機関との病院間連携が必要である。
- ・小・中学部の児童生徒は病気が治ったら地域の学校に戻っていくこととしているが、精神疾患の児童生徒は復学<sup>3</sup>が難しく、復学を希望しない事例もある。
- ・今後は地域の学校への復学を見据えた教育課程を整備するとともに、転入学段階から復学までの見通しについて本人や保護者、元いた学校などに伝えていく必要がある。
- ・元いた学校に対し教育環境の整備などについて若槻養護学校が支援や助言を行い、児童生徒が安心して復学できる環境を準備できるとよい。

1 学校教育法施行令第22条の2で規定される特別支援学校（病弱・虚弱者）の対象者

一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2 小・中・高等学校の学習指導要領に規定された教育課程と同じ教育課程

3 病状が回復した後に地元の小・中学校に復帰をすること